

I. 研究報告

연구보고

文化財と自然

亀山 章（東京農工大学／名誉教授）

1. はじめに

本稿では、「文化財と自然」と題して、それらが一体不可分であること、および両者を包括的に保護することの意義について論じる。具体的には、「自然的文化財の特徴」と「地域における文化財の総合的把握のあり方」の2つをテーマとして論じる。前者は、長野県の上高地を事例として、自然的文化財をどのように理解し、評価するのか、あるいは、その文化性はどのようなものであるのかに触れ、後者は、東京都日の出町の歴史文化基本構想における検討を事例として、関連文化財群を景観として捉える視点などを提示したい。

2. 自然的文化財の特徴

そもそも、自然（ネイチャー／nature）と文化（カルチャー／culture）とは対立する概念である。「自然的文化財」のように自然を文化財と考えるようになるのは19世紀後半のドイツの「自然記念物」（ナトゥアデンクマール／Naturdenkmal）や、アメリカの「国立公園」national parkと「ナショナル・モニュメント」national monumentなどの制度が嚆矢であり、近代のことである。

このうち、ドイツのNaturdenkmalを日本に導入して「天然記念物」と名づけ、明治時代末に、その保護を法制度化するよう尽力したのは植物学者の三好學である。その取組の結果、大正8年（1919）に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、日本で初めて自然を保護対象とする制度が運用されるようになった。

景観生態学において景観の構造を捉えるときに、パッチpatchとマトリックスmatrixの用語が使われる。パッチは絵画における「図」に相当し、マトリックスは「地」に相当する。かつては自然がマトリックスとして基盤をなしており、その基盤の上で人間活動がパッチやそれをつなぐコリドーcorridorになっていたが、近代化がすすむと都市などの人工的な空間がマトリックスとなり、自然がパッチやコリドーとしてみられるようになってきた。そこに、パラダイムの転換がある。

パッチとマトリックス、コリドーは、自然と人との関

係を示すランドスケープを考える上で重要な観点であり、景観生態学の基礎的概念を成している。

「自然的文化財」についての明確な定義はないが、用語の輪郭は示しておく必要がある。文化財保護法における「名勝」を例にすると、庭園や公園などの人文的名勝に対して、峡谷や瀑布などは自然的名勝とされる。自然的文化財は、この自然的名勝に代表されるものと考えればよい。わが国の法制度に対応させると、文化財保護法の自然的名勝と天然記念物、自然公園法の国立・国定公園、および森林生態系保護地域などを想定するとよいであろうし、国際的な観点からすれば、世界自然遺産も含まれる。

自然的文化財には、名勝のように土地に直接的に結びついた属地的なものだけではなく、天然記念物にもみられるような絶滅危惧の動植物種なども含まれており、今後は生態系や生物多様性なども含まれていくであろう。

これらのすべてを含めた表現としては、「自然遺産」（ナチュラル・ヘリテージ／natural heritage）と呼ぶことが適切であろう。

「自然遺産」を含む「文化財」には、法律や条令で保護措置が講じられているものと講じられていないもの、すなわち、「指定文化財」と「未指定文化財」を区別する考え方があるが、本稿では、それらを区別することなく、総称して「文化財」として取り扱うこととする。

今日の世界においては、人為の影響が皆無な自然は存在し難くなっている。そのため、自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない。また、人為と結びついたところに積極的な意味をもつものもある。名勝に指定された峡谷のなかには、自然のままの風景ではなく、天龍峡（長野県飯田市）のように峡谷を形成する奇岩に文字が彫られ、岩上に亭舎をつくるなどして人文化した風景をつくりだしているものもある。

自然的文化財は、史跡や建造物などのように意図的につくられたものや作品化されたものとは異なり、何を文化財とするか、という対象そのものへの論及が重要である。また、地域の自然環境に依存することが多い自然的文化財が、その風土に根ざして存在してきたことを、国

有の特徴として明らかにしていくことも求められる。遺産の地域性は、その地域に存在することの重要性を評価することであり、地域的に評価することは地域限定的に評価することとは異なる。むしろそれは、地域を相対化してみる視点として大事なことである。

ここでは、自然文化財について、事例的に論じるために、日本の中部地方に所在する「上高地」（長野県松本市）について取り上げる。

3. 自然的文化財をどのように理解するか —上高地を事例として—

上高地は長野県西部に位置する飛騨山脈（北アルプス）の梓川上流の谷底の平坦地のことであり、文化財の指定地としては、奥穂高岳や槍ヶ岳を含む北アルプス南部の広い地域を指している。

梓川にかかる河童橋は、標高が1,500mであり、正面に見える穂高連峰は標高が約3,000mであることから、河童橋からは標高差で1,500mの風景が一望されることになる（図-1）。

河童橋から上は亜高山帯の針葉樹林が一面に覆っており、その上に高山帯が見えている。梓川の渓谷美のうち、渓谷の部分だけを上高地ということもあるし、文化財で指定している名勝と天然記念物は、ここから見える風景全部を「上高地」という。すなわち、奥穂高岳の山頂部まで「上高地」として指定している。

自然的文化財としての上高地は、どのように扱われているかを考えると、1番目は、中部山岳国立公園の利用の中心としての上高地というのが一般によく知られている。2番目は、この風景全部が特別名勝に指定され、そこにある動物・植物・地質鉱物が天然保護区域として特別天然記念物に指定されている。いうなれば、国宝級の風景と環境を備えているということが出来る。さらに3番目として、これはあまり知られていないと思われる



図-1. 河童橋から望む上高地の風景

が、上高地は国有林であり、風致の保護などを目的とした保護林に指定されている。

いずれもすぐれた自然的文化財としての取扱いを示しているが、この3つの自然的文化財の知名度は、法律で指定されている順序とは逆であり、歴史的には、保護林が最初で、次が文化財、最後に国立公園という順で指定されてきた。

(1) 森林美の保護

森林の美しさを論じる森林美学は、林学の重要な一分野であるが、これがドイツから導入されたのは、明治20年（1887）代にドイツに留学した川瀬善太郎と本多静六によるとされている。大正4年（1915）の山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」によって生まれた保護林は、「学術又ハ森林施業上ノ考証」、「風致ノ保護助長」を目的とするものであり、上高地は大正5年（1916）に北アルプス南部の広い地域として指定されている。

「学術又ハ森林施業上ノ考証」とは、将来に向けて森林をつくっていく上で参考になる天然の森林を確認し、それを見本として保護し、研究することで、造林の模範を示そうということである。「風致ノ保護助長」とは、特別に美しい風景を形成している森林を保護しておく必要性を強調したものである。

この山林局長の通牒に基づいて、北アルプス南部の広い地域が「上高地」という名前で指定されている。森林美を保護するために保護林に指定した際の名称が「上高地」ということである。

(2) 天然記念物と名勝

三好學がドイツのNaturdenkmalを紹介して、日本にも同様に「天然記念物」の制度を創設するべきであると熱心に説き、その結果として、史蹟名勝天然記念物保存法が制定されたのが、大正8年（1919）である。上高地が「天然記念物及名勝」に指定されたのは昭和3年（1928）で、自然保護を目的とした天然記念物と、風景保護を目的とした名勝という2つの分野の自然的文化財に重複して指定された。

三好學は植物学者であったので、特に植物や森林に対して熱心に天然記念物の指定を説いているが、三好の考え方の根底にあるのは「絶滅危惧」という発想であった。今から約100年前の当時、絶滅危惧、つまり、なくなってしまうような「自然物」を保護しようというのが根底にある考え方であった。

上高地は、昭和25年（1950）制定の文化財保護法に基づき、名勝と天然記念物の双方において、特に重要なものとして、昭和27年（1952）に「特別名勝及び特別天然記念物」に指定された。天然記念物は、自然物や自

然地の保護を目的としたものであり、名勝は、風景の保護を目的とするものである。上高地は、美しい風景と原始的な自然地という意味で、2つの文化財に重複して指定されているのである。

(3) 国立公園

国立公園という考え方は、アメリカにおいて1872年に指定されたイエローストーン国立公園に始まる。アメリカの西部開拓の対象であった原始地域がしだいに少なくなっていく。それを保護して、国民がそれを見に行く。そうすると、アメリカの国土というのは、こういった原始地域が開発されて今日があるのだということがわかる。イエローストーン国立公園の指定が意味するのは、そうした考え方である。すなわち、国立公園は、原始地域の保護と国民の利用の両方を目的とした制度である。

アメリカの国立公園の制度に倣って、日本の国立公園法が制定されたのは昭和6年(1931)であり、上高地を含む中部山岳国立公園が指定されたのは昭和9年(1934)のことである。上高地は、自然風景の保護とその利用を目的とした自然的文化財に位置づけられたのである。

(4) 自然的文化財の多義性

こうして考えると、「上高地」は4重の自然的な文化財として把握されていることになる。これは、「上高地」の保護の意義を考える上で大事なことであるが、その管理の調整はなかなか容易ではない。上高地の保護に深くかかわってきた経験から、そのことについて考えることが多い。

そこには、自然的文化財の多義性という重要な観点があり、分野の境界を明確に規定することは難しいという本質が示されている。わが国の国立公園のなかには名勝や天然記念物の指定が多く含まれているように、さまざまな遺産の概念を許容できるところに自然的文化財の特徴がある。また、名勝と天然記念物のように、どちらか片方に限定するのが難しいこともある。

一方、このように、さまざまな遺産の概念を相互に補完するのが自然的文化財の特徴ともいえる。

(5) 文化財指定の役割と意義

もう1つ大事なことは、なぜ文化財に指定するのかということ、すなわち、文化財に指定することの役割や、その意義について考えておく必要があることである。

「上高地」は、昭和2年(1927)に日本新八景に選ばれた。その選定は、現在の毎日新聞社の前身である東京日日新聞と大阪毎日新聞が主催したものであり、山岳、溪谷などの8の分野ごとに、すぐれたものを国民からの葉書の投票で選定しようとした一大イベントであった。投票で溪谷の部の第1位は天龍峡で、上高地は11位であったが、

文人、学者等の名士による審査で、最終的に、溪谷の部の第1位には上高地が選ばれたのである。すなわち、上高地は意図的につくられた自然的文化財であり、その意図に上述した4重の文化財指定の役割があったといえる。

実は、大正時代から昭和初期にかけては、自然保護という自然観、あるいは、原始風景という風景観という新しい観念が芽生えた時期であり、従来の日本の自然観や風景観にかわって新しい欧米の自然観や風景観を国民に根付かせようとした意図があったことがわかる。

自然保護という自然観については、天然記念物の制度を提唱した三好學が、絶滅に瀕しているものは大事であるとしたように、そういう自然観で地域を指定するという考え方である。もうひとつの、アメリカで始まった国立公園の原始風景、つまり人がかかわっていない風景はすばらしいものだという風景観、この2つは従来なかったものである。そういうものを国民に根付かせようとした意図があったといえる。

自然的文化財の評価には、それぞれの時代の風景観や自然観が強く反映されており、近年、自然公園法が改正されて、国立・国定公園が自然の風景地の保護だけではなく、生物多様性の保全にも資するようにされるなど、行政に求められた社会的ニーズも強く反映している。

大正時代から昭和初頭には、欧米に倣って近代国家、すなわち近代文明の国家をつくらうとする意図があったと考えられる。なかでも文化行政は重要であり、文化の指針を示す、あるいは価値観を示すという役割を担っている。そういった文脈で、何が大事なものを国民に示そうとしていた。特に、将来を見据えて国民に大事なものを示していくというのが、文化行政の中で大事なことといえる。

そのときに、従来の根底にあった中華趣味の風景観、そこから育ってきた和風の風景観、そういうものから脱して、新しい欧米風の風景観を根付かせようとした、というところに大事なものがあって、それが、この時代の特徴であるとみることができる。ちょうど日本が近代国家として列強に並ぼうとしていた時代の出来事でもあった。文化財を指定するときに、そういった時代的な要請があったということも大切なこととして知っておく必要があるという点で、上高地の指定は、重要な示唆を提供してくれる。

4. 自然的文化財の評価とその文化性

(1) 自然的文化財の評価の視点

こうした歴史的過程の上に、自然的文化財を考えるときに、その評価の視点はいくつかあると思われるが、つ

ぎの3つに整理できると考えられる。

1つは、「自然性」であり、先に触れた原始性や希少性、あるいは絶滅危惧といったことに関連する視点である。2つめは、「歴史性」であり、それは、文化性であったり、ある場合には史実性ということであったりする。3つめは、「審美性」であり、風景美や様式美、そして、ここにも希少性に関連する。

さらにもう一つ付け加えるとすれば、「地域性」、あるいは、地域の固有性を念頭において、それらの総合が自然的文化財を評価する視点となる。

「自然性」の評価としての原始性は、人為の影響がない状態であり、希少性や絶滅危惧性を内包することが多い。天然記念物は、自然性の評価に基づいて指定されることが多く、三好學が指定した奈良の特別天然記念物春日山原始林はその典型的な事例といえる。

今日、人為の影響が皆無な、限りない自然は存在し難くなっている。そのため、自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない。むしろ、人為と結びついたところに積極的な意味をもつものもある。名勝に指定された峡谷のなかには、自然のままの風景ではなく、天龍峡のように峡谷を形成する奇岩に文字を彫り、岩上に亭舎をつくるなど、風景を人文化したものもある。視点場を舟においた舟下りも、風景の人文化した楽しみ方である。中国では、昔から人文化した風景が大事な風景だとされてきた。その影響が、こういうところに強くあらわれていると考えられなくはない。舟下りは、視点場を船に置いている。これも風景の人文化であるが、水の上に浮かんで見る風景は通常はあり得ないが、そういったかたちで風景を人文化して楽しむこともあるという好例である。

「歴史性」の評価という文化性は、文化史の背景のもとに評価されるものであり、名所や歌枕の名勝は代表的なものである。また、史実性は、人々によく知られた歴史的事実に基づいて評価されるものであり、史跡と結びついた名勝にその好例をみることができる。

「審美性」の評価という風景美は、名勝の構成要素として重要であり、この点においては、自然公園も同様である。また、様式美は、人文名勝に多く見られる評価の視点であり、さらに、希少性は、風景美とともに評価されることが多い。自然の風景で様式美とは、一例をあげれば、富士山の形は昔から日本人に好まれており、地域ごとに何々富士という名前と呼ばれている山がたくさんあることがその例である。

(2) 名勝保護の意図と意義

そうした自然的文化財の評価の視点を踏まえつつ、指

定の意図や意義について考える必要がある。どういう意図を持って、何を文化財に指定するののかというときに、歴史文化の方向性を示すという意義もあるし、新しい時代を意図して、これからの時代がどのように変わっていくかという時代を展望して価値観を誘導していくことが大事なことになる。自然保護や原始地域の保護は、今から80年以上前に取り入れられた価値観であり、生物多様性は、まさに現在、さまざまな分野で取り込まれている価値観である。

このような視点から、近年、国の自然名勝として指定されてきたものについて考えてみたい。

有明海の不知火が指定されている。不知火は、自然現象であり、同時に、ヤマトタケルノミコトの東征の伝承と密接に関連するものである。

和歌山県の和歌の浦は、万葉集の歌枕として歌われた場所であり、鹿児島県の坊津八景も名所の景観を指定したものである。平泉は、世界遺産の関係ではあったが、史実の景観に顕著な普遍的価値を認めたものであり、どちらかという、伝統的風景観を評価したものである。ピリカノカは、北海道のアイヌ民族にとっての聖地20カ所ほどを、順々に名勝に指定していこうという、これはどちらかという、地域性であり、地域の固有性を強調する事例である。

宮沢賢治の作品のモチーフとなった一連の場所を対象として、「イーハトーブの風景地」の名の下に、7つの名勝地を指定している。

不知火、和歌の浦、坊津八景、平泉は、いふなれば、伝統的な風景観にもとづく名勝であるが、ピリカノカは地域性を大事にした名勝である。そして、イーハトーブの風景地は作品のモチーフとなったものとして、これまでにない新しい風景の捉え方を提示した名勝であるといえる。

そうしたことを考えていくと、どういうものを保護していくか、ということが大事であることがわかる。名勝をどのように考えていくかという一つの方向性を示している。

(3) 自然的文化財の地域性

一般に、史跡や建造物などを限定的に歴史的・文化的遺産とする見方が根強くあり、天然記念物や自然名勝などの自然的文化財はそれらとは無関係な存在、あるいはそれらの背景としての自然環境の一部とみられてきた。

しかし、自然的文化財は、自然のなかから資産として切り取られ、切り出されたものであり、そこには人間の意思が強くはたらいっていることから、すぐれた文化的遺産であるといえよう。その意味では、文化的遺産は自然的なものや建造物などの人工的・人文的なものの2つに

大別されるのではなく、いずれも歴史的文化財であり、それが人の手で作られたものであるか、自然の所産ではあるが、それが意図的に守られて残されてきたものであるかの違いがあるだけである。

重要なことは、それらが地域のなかに存在している、という視点である。

5. 地域における文化財の総合的把握のあり方 一日の出町の取組を事例として一

近年、文化財は地域の自然と歴史の遺産として総合的に把握することが求められており、文化財の総合的把握に基づいた「歴史文化基本構想」がまちづくりの大きな柱とされるようになってきている。

文化財は、地域の環境の中で、人々の営みや長い歴史によって価値が見出され、守り伝えられてきたものであり、単独で存在するようにみえる文化財でも、周辺環境や他の様々な文化財と関連性を保ちながら存在している。そのため、関連する文化財と周辺環境を含めて総合的に把握し、一定のテーマをもつ「関連文化財群」の枠組みに基づいて新たな価値を見出し、文化財の保存活用を図っていくことが制度化されている。

ここでは、筆者が関わった東京都日の出町の事例をもとに文化財の総合的把握について考えてみたい(図-2)。

(1) 日の出町における文化財の総合的把握の考え方

日の出町は東京の西郊にある山村であり、かつては、林業の村であったところで、現在は墓地に建てられる卒塔婆の全国70%を生産している。また、石灰岩の採掘とセメントの生産が主産業であった時代もあり、セメン

ト産業を主とした近代化遺産にも恵まれる。

そうした日の出町において、「文化財の総合的把握」に取り組むに当たっては、史跡や建造物のように歴史的・文化的遺産として強く認知されているものと、本来、一体であるはずの天然記念物や自然名勝といった自然的文化財を総合的に把握する視点が必要とされることから、人間と自然の関係を「景観」として捉える観点を重視することとした。

武蔵野台地の西端に位置する日の出町は、河川沿いの低地から台地、丘陵地、山地へと変化に富んだ地形をもち、その標高差は約760mある。平井川とその支流の北大久野川はその源流を町内に発し、概ね北西から南東へと流れ、上流の渓谷から、広い河原をもつ流れへと変化している。平井川の上流のすぐ先にある御岳山は、武蔵野台地の要の位置にあることから、武蔵野台地の守り神でもある御嶽神社が祀られている。かつて、御岳山を信仰の対象とした登拝においては、平井川の谷沿いが登山ルートとなっていた(図-3)。

土地利用では河川の上流に森林、谷沿いに畑地が展開し、低地には水田が開ける。町域の大部分は森林であって、平井川の下流の右岸側に集落があり、そこに農地が集まっている、というのが全体の概況である。

人間が自然とかがわりあって歴史的に作りあげてきた地表面の総体が景観であり、景観は地域の自然と文化の歴史的遺産である。

(2) 景観の中の文化財

もともと「景観」という用語は、三好學がドイツに留学したときにドイツ語の「Landschaft」(ランドシャフ



図-2. 日の出町歴史文化基本構想

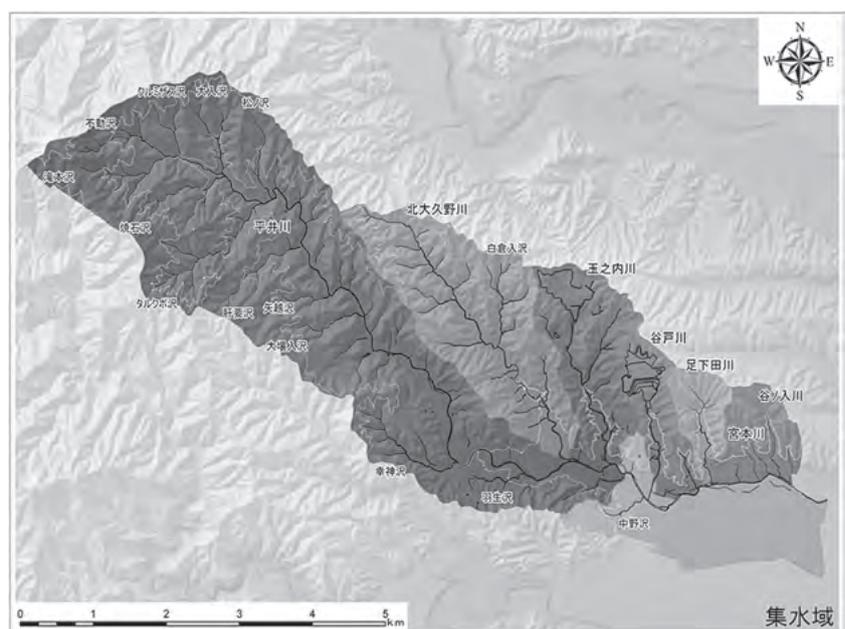


図-3. 日の出町の地形と河川の流域区分

ト)に与えた訳語で、地域概念として用いたものである。

一般に「景観」は見た目のように思われることが多いが、空間的にも視覚的にも認識可能なものである。

ドイツでは州によっては、ランドシャフトという地域の単位があり、そこに行政組織としてランドシャフト・フェアバンド (Landschaft Verband) がおかれている。直訳すれば景観の団体ということであるが、実際には地域の役所の意味であり、日本で言えば県庁と同じようなものである。ランドシャフトというのは、そういう地域的な概念である。

文化財を景観の中で捉えることで、関連が認識されにくかった文化財の相互の関係が再認識される。また全体のつながりを見ることで、文化財の特徴を把握しやすくなり、今までとは異なる観点から価値を見出すことができるようになる。

社寺、家並み、なりわい、生活、伝統的な行事は地域のなかに、あるいは景観のなかに存在するものであり、景観を構成する要素として存在する。景観のなかに人の意識が強くはたらいてきた部分があり、それが歴史の経過とともに残されて、資産としての価値を高めてきたものが文化財として保護の対象となっている。

その意味で、文化財は、地域の「景観」を構成する重要な要素であると考えられる (図-4)。

(3) 日の出町における関連文化財群の捉え方

「関連文化財群」とは、地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的・地域的な関連性に基づいて「相互に関連性のある一定のまとまり」として捉え、地域の歴史文化を語る重要な資産として、総合的に保存活用すると

いう考え方である。

従来は、文化財を、それを取りまく周辺環境を含めて保護することは難しかった。そこで、文化財の関連性を総合的に把握して一定の空間的・時間的なつながりを明確にし、一つの空間的なまとまりを「関連文化財群」として捉えることで、保護を可能にするというものである。

日の出町には、自然的文化財として、植物のシダレアカシデやフジ、スギ、ヒイラギ、ヒメザゼンソウなどがあり、また、歴史的な文化財としては、寺院の境内、建物あるいはその中に納められている仏像などが主なものとして把握される。

文化財の総合的な把握では、関連文化財群を景観と関連づけ、①清流平井川、②丘陵里山の自然と歴史的景観、③山地景観と土地利用、④御嶽参道と信仰、⑤卒塔婆産業、⑥セメント産業と近代化遺産、の6つの関連文化財群を提示した (図-5)。

①清流平井川は、人々の暮らしと川の流れ、をテーマにした、人々の生活を支えた平井川に関わる護岸石積の景観や可動堰、昭和前半のコンクリートの橋梁など、各時代の平井川と人の関係を示す歴史遺産である。②丘陵里山の自然と歴史的景観は、宿場と暮らしを支えた多様な森、をテーマにした谷戸と雑木林の自然から成る景観であり、文化財としてのトウキョウサンショウウオやモリアオガエル、ヒメザゼンソウ、大久野のフジ、シダレアカシデなどがある。木の文化の村落で、植物を大切にしてきた人々の生活が反映している。③山地景観と土地利用は、山地特有の土地利用と石積み、をテーマにしており、平井川沿いの斜面を成す地形に独特の巨石の石積

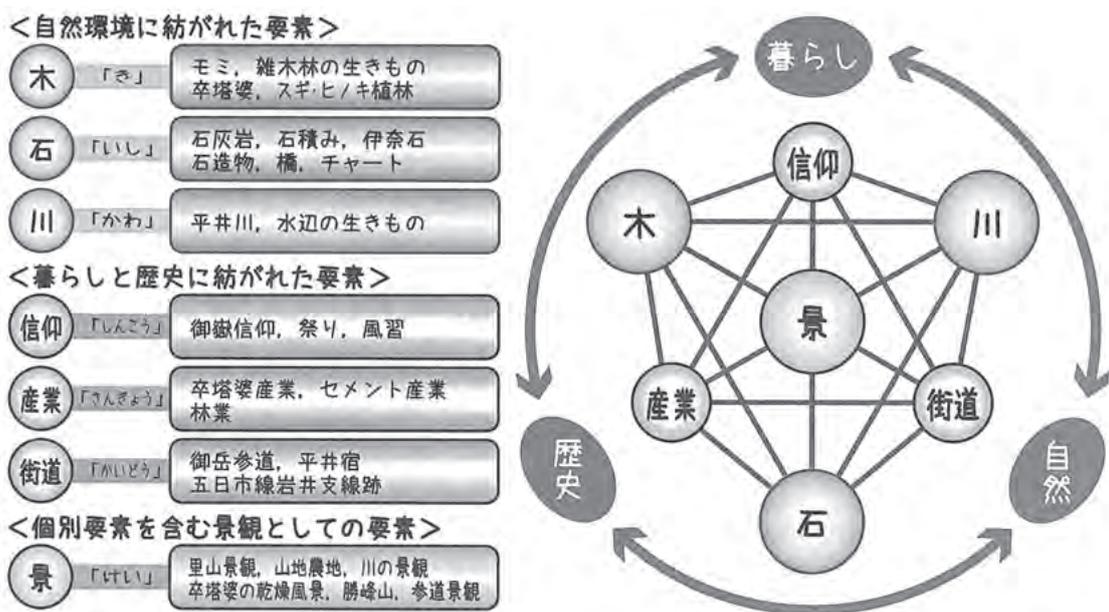


図-4. 日の出町の関連文化財群を捉える視点と要素 (文献2)

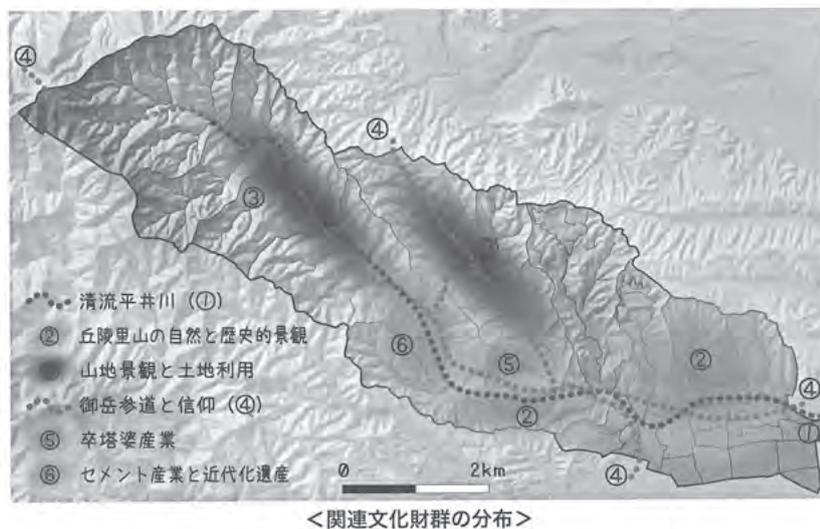
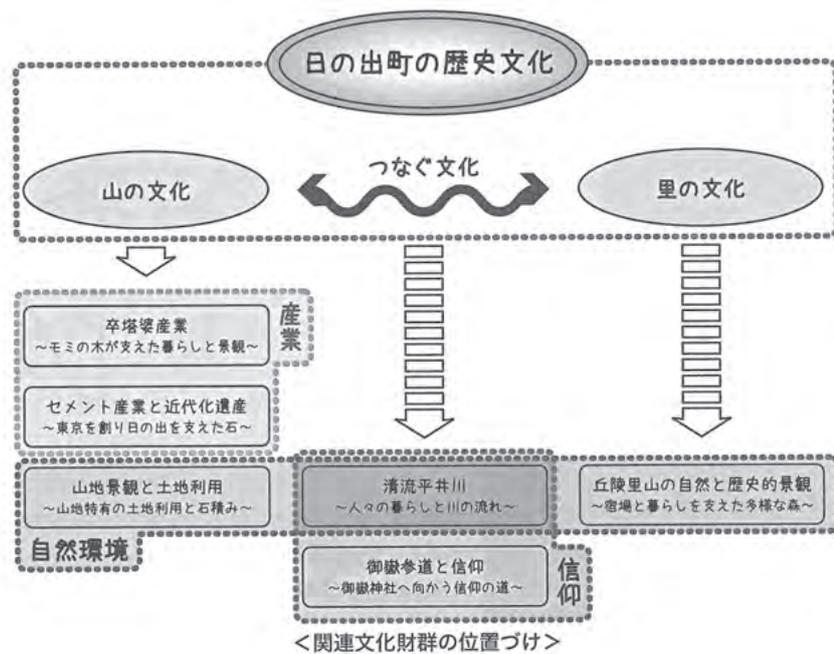


図-5. 日の出町の関連文化財群の位置づけと分布^{文献2)}

みを構築して、巧みに土地を活用している様子が伺われる(図-6)。④御嶽参道と信仰は、御嶽神社へ向かう信仰の道、をテーマにしており、御嶽信仰に関連する登拝路を中心とした景観で、宿場町の発展とも深く関わるものである。登拝路沿いには、稲村岩(図-7)と呼ばれる巨石、江戸時代中頃まで御嶽山の御師を務めていた久保田家の住宅、一の護王神社、馬頭観音や道祖神などの石造物や石塔などが所在して、信仰のランドスケープを特徴付けている。⑤卒塔婆産業は、モミの木が支えた暮らしと景観をテーマにして、この地域に多く生育しているモミ林(図-8)に依存した景観であり、モミを材料とした卒塔婆の生産に関連する諸要素が織り成す景観をテーマとしている。モミは木肌が白くて、木目が美しいことから、神仏に捧げる法具をつくるための用材とし

に使われている。最近では減少しているが、棺桶はモミの木でつくられてきた。映画「おくりびと」の中では、日の出町でつくられたモミの棺桶が使われていたし、総理大臣であった田中角栄氏の棺桶も日の出町のモミの木でつくられたものであるという。羽生家は、山林を所有すると同時に、卒塔婆も生産してきたが、その住宅の佇まいは、伝統産業と結びついて独特である(図-9)。⑥セメント産業と近代化遺産は、東京をつくり日の出町を支えた石、をテーマにしており、昭和30年代まで行われてきた石灰岩の採掘事業とこれに関わる輸送路としての鉄道と駅舎、セメント工場の職員社宅や往時の床屋などの商店、石灰岩の切り出しによって露頭した岩肌(図-10)などが一連の文化財群として把握することができる。



図-6. 山地里山の住宅に見る巨石の石積み



図-7. 稲村岩

6. おわりに 一地域の自然と文化の特色一

地域の文化の特色は、その場所の地形や地質、気候、生物、人、そしてそれらの相互の働きの結果として、長い年月の間に形作られる。それは、地域の土地利用や竹まい、あるいはなりわいとして、長い歴史の中で引き継がれてきたものである。近代化や効率化の中で、それらの特徴を意図的に、あるいは意識することなく消し去ってきた地域があるなかで、現在も歴史文化が息づき、人々の生活にとけ込んでいる地域もある。

豊かな自然のなかで、人々は太古より住みはじめ、住居跡などの遺跡を残しながら、自然への信仰と自然を大切にすることを育み、暮らしてきた。丘陵地では、二次的自然の薪炭林をつくり、沢水を利用して水田にするなど、暮らしの中で自然と共存してきた。人手が入ることによって多様な環境が維持されていた里山では、天然記念物になる豊かな動植物や生態系を育んできた。古くから信仰の対象となった山、暮らしを支えた森、川に育まれた生活などが、豊かな歴史文化をつくってきた。



図-8. モミ林



図-9. 羽生家住宅



図-10. 石灰岩の採掘跡

文化財を守るには地域的な取組が大切である。個々の文化財は、それぞれが時間的・空間的な幅をもちながら相互に深いつながりを持っている。そして、つながりのある文化財を景観として捉えることで、関連が認識されにくかったものが再認識される。また全体のつながりを見ることで、文化財の特徴を把握しやすくなり、今までとは違った観点から価値を見出すことができるようになる。

【文献】

- 1) 亀山 章 (2011): わが国の自然的ランドスケープ遺産の特質と評価の視点; ランドスケープ研究, 74 (4), p.p.274-276
- 2) 特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク編 (2011): 『日の出町歴史文化基本構想』; 73pp, 日の出町